



平成 26 年 5 月 15 日

各 位

会社名 江崎グリコ株式会社
代表者名 代表取締役社長 江崎 勝久
(コード番号：2206 東証第一部)
問合せ先 グループ総務部長 松浦 博幸
電 話 06-6130-6839

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 109 回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 単元株式数の変更

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(2) 発行可能株式総数の変更

本総会に付議する株式併合による当社株式の発行済株式総数の減少を勘案し、発行可能株式総数を 4 億 7 千万株から 2 億 7 千万株に変更いたします。

(3) 取締役の任期変更

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するための経営体制を構築することを目的に、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものであります。

(4) 剰余金の配当等の決定機関に関する規定の新設

機動的な配当政策及び資本政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう規定を新設し、併せて新設規定と重複する現行定款規定を削除するとともに、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 27 日（金）

定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 27 日（金）

(第 6 条及び第 7 条の変更は平成 26 年 10 月 1 日（水）)

4. その他

本日別途、「株式併合、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」を開示しております。

以上

《別紙》

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は<u>4億7千万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は <u>1,000株</u>とする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p><u>2. 増員または補欠により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は<u>2億7千万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は <u>100株</u>とする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p style="text-align: center;"><削除></p>
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第35条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p><u>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第35条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><削除></p>
	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p><u>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p>

<p><u>(自己株式の取得)</u></p> <p><u>第 36 条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</u></p> <p><新設></p>	<p><削除></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(定款一部変更の効力発生日)</u></p> <p><u>第 6 条及び第 7 条の変更は、第 109 回定時株主総会の第 2 号議案に係る株式併合の効力が発生することを条件とし、平成 26 年 10 月 1 日をもって当該変更の効力が発生するものとする。</u></p> <p><u>なお、本附則は当該変更の効力が発生した日の翌日を持って削除する。</u></p>
---	--

以上